

はじめに・・・

平成17年4月1日に発達障害者支援法が施行され、それに基づいた取り組みがスタートしました。また、平成28年8月1日には、よりよい支援になるように改正法が施行されました。この法律は、発達がいのある方が、それぞれのライフステージ(年齢)にあった適切な支援を受けられるように、また、この障がいが広く国民全体に理解されることをめざしています。

発達障がいの特徴のある方は稀な存在ではなく、身近にすることがわかってきています。発達障がいは、早い時期から周囲の理解が得られ、療育等の支援や環境の調整が行われることが大切です。

発達障がいのことを知らない方も、発達障がいで困っている方も、このパンフレットを通じて、少しでも発達障がいの理解につながればと考えています。

こんなことで困ったり悩んだりしていませんか？

- ・聞こえているはずなのに、呼びかけても返事をしない、振り向かない
- ・周りの同い年の子どもと比べて、言葉の発達が遅れている気がする
- ・話をしていても相手の方を見ない
- ・友だちとうまく遊べない(人との付き合いが極端に苦手)
- ・こだわりが強く、興味関心のあることが偏っている
- ・短い時間でも、じっとしてられない、黙ってられない
- ・集中できない、待たなければいけないときに待てない
- ・考えるよりも先に、急に行動してしまう
- ・読むことが極端に苦手、読むことはできるけど書字が苦手など、読み書きの問題が見られる



はたつしょう 発達障がいってなんだろう

発達障がいの原因はまだよくわかっていませんが、現在では脳機能の障がいと考えられており、小さい頃からその症状が現れています。早い時期から周囲の理解が得られ、能力を伸ばすための療育等の必要な支援や環境の調整が行われることが大切です。

発達障害者支援法では、「発達障がい」、「発達障がい者」を次のように定義しています。

「発達障がい」とは…

「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」

「発達障がい者」とは…

「発達障害がある者であって、発達障害及び社会的障壁(※)により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」

(※)社会的障壁…発達障がいがある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

